

特定遊興飲食店営業【許可営

◎ 営業形態

ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のものをいい、具体的には当該営業が深夜（午前0時から午前6時まで）の時間帯に及ぶものをいいます。

◎ 営業の許容場所

名称	地域
三宮地区	神戸市中央区のうち 加納町3丁目並びに中山手通1丁目及び2丁目のうち市道長田楠日尾線以南の地域 加納町4丁目 下山手通1丁目及び2丁目 北長狭通1丁目及び2丁目
福原地区	神戸市兵庫区のうち 福原町 西上橋通1丁目及び2丁目 西橋通1丁目及び2丁目 西多聞通1丁目及び2丁目
神田新道地区	尼崎市のうち 昭和通4丁目及び5丁目 昭和南通4丁目及び5丁目 神田北通2丁目から4丁目まで 神田中通2 丁目から4丁目まで 神田南通1丁目
魚町地区	姫路市のうち 坂元町 本町のうち国道2号以南及び市道城南 29 号線以西の地域 福中町 西二階町のうち市道城南 29 号線以西の地域 魚町 立町 塩町 十二所前町のうち市道幹第8号線以北の地域

※ 上記場所のうち、病院又は有床診療所の敷地から 30 メートル以内の地域にあっては、許可を受けることができません。

ただし、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設内に所在し、かつ、国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（ホテル等内適合営業所）については、場所の制限はありません。

◎ 営業時間の制限

深夜から引き続く午前6時後午前10時までの時間においては、その営業を営むことはできません。

◎ 許可を受けることができない人

- 破産手続きを受けて復権を得ない者
- 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は無許可風俗営業等の特定の違反で1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 集団的、常習的に暴力的不良行為を行うおそれの者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 特定遊興飲食店営業の許可を取り消されて5年を経過しない者
- 申請者（法人）と密接な関係を有する法人が、風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者 など

◎ 営業所の基準

- 客室の床面積は、一室の床面積を 33 m²以上とすること。
- 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと。
- 善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと（営業所外に直接通ずる客室の出入口を除く。）。
- 営業所内の照度を 10 ルクス以下とならないように維持すること。
- 営業所周辺において、50 デシベル以上の騒音又は 55 デシベル以上の振動が生じないように維持すること。

◎ ホテル等内適合営業所の基準

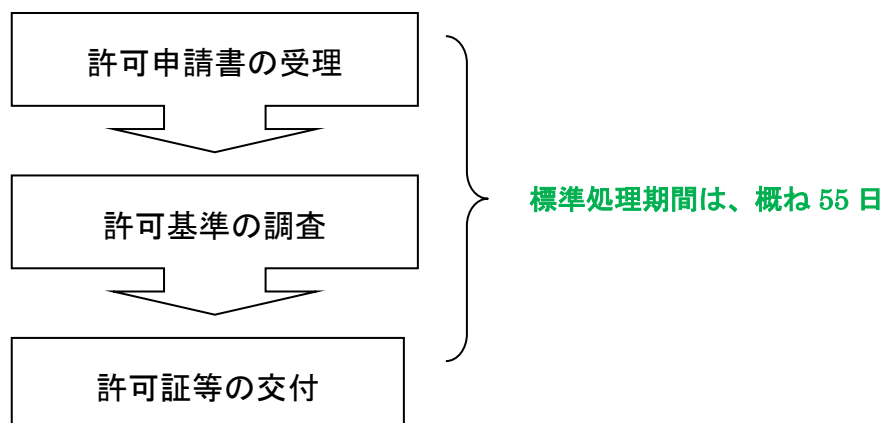
（ホテル等内適合営業所については、「営業所の基準」プラス以下の基準が必要です。）

- 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館・ホテル営業を営む者（以下「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場営業を営む者が管理すること。
- バルコニーを設置する場合にあっては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客が営業所に出入りできるような構造であること。
- 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。
- 営業所が設けられる旅館・ホテル営業に係る施設がいわゆるラブホテル営業の用に供されるものではないこと。

◎ 申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 1 通（申請・届出の種類及び添付書類一覧）のとおり。

◎ 許可申請手続きの流れ



◎ 手数料の額（平成 30 年 4 月 1 日改正）

手数料徴収項目		手数料の額
許可申請		
基本手数料	3箇月以内の営業	14,000 円
	同時申請（2件目以降）	5,300 円
	3箇月を超える営業	24,000 円
	同時申請（2件目以降）	15,300 円
加 算 額	特例許可	6,800 円
許可証の書換え申請		1,400 円
許可証の再交付申請		1,100 円
特例風俗営業者の認定申請		13,000 円
	同時申請（2件目以降）	10,000 円
認定証の再交付申請		1,100 円
相続承認申請		8,600 円
	同時申請（2件目以降）	3,800 円
合併又は分割承認申請		11,000 円
	同時申請（2件目以降）	3,300 円
構造設備の変更承認申請		9,900 円
管理者講習の受講		2,600 円